

大分市自治基本条例検討委員会 第11回理念部会 議事録

日 時 平成22年9月17日(金) 16:30～18:30

場 所 大分市役所第二庁舎 6階 603会議室

出席者

【委員】

井手口 良一、川辺 正行、近藤 忠志、中村 喜枝子、廣次 忠彦、村田 英明
の各委員(計6名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、
同主査 永野 謙吾 同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛 (計6名)

【プロジェクトチーム】

(企画課長 玉衛 隆見)

【オブザーバー】

総務課法制室 室長 伊藤 英樹、同主任 佐藤 明

【傍聴者】

次 第

1. 開会
2. 議 事
 - (1) 条文案の検討について
 - (2) その他

< 第11回 理念部会 >

事務局

それでは、ただ今より、大分市自治基本条例検討委員会第11回理念部会を開催いたします。

まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。本日は、お手元にA4、二枚綴りで、「基本理念及び基本原則の修正に関わる腹案について」という資料を配布しております。

これは、先般の9月1日の全体会におきまして、他部会の委員さんから本部会の「基本理念」及び「基本原則」に対する疑問点が出されたことにつきまし

て、事務局で検討したものです。

理念部会といたしましては、平成22年1月の第4回部会から5月の第8回部会にかけて「基本理念」及び「基本原則」についての議論をしてきました。

これについては、委員の皆さんも提案した案が完全な案ができたということではないと、たたき台であるという意識は持っておられたと思いますし、そのために、全体会での他の部会の委員さんのご指摘を期待されていたことと思っております。

これに対して、22年2月の第10回全体会での基本的な考え方の提示から部会案をお示ししてきたものに対し、そういったご意見をいただけていない状況があったのは事実であります。

今回、9月1日の全体会において、参加された委員より、「基本理念の1号が他の号と性質が違うように感じられる」というのが一点目、二点目といたしまして、「基本原則の1号と3号が類似しているように感じられる」というようなご指摘がありました。このことから、本部会としてもこれに応え得る案を示す必要があると考えました。

そこで、皆さんの議論の一助になればということで、事務局で議論・検討したものを青字で「事務局調整案」として、基本理念は1ページ、基本原則は2ページにご提示させていただいております。

まず、内容をご説明する前に、過去、理念部会でなされた議論によって得られたコンセンサスを押さえておく必要があると思います。

一番としておりますのが、「基本理念は、コンセプト、基本となる考え方である」、次に、「基本原則は、実際にまちづくりを行う際の具体的な取組み(=手段)である」、三番目に「理念として重要なのは、『市民の幸せな暮らしを目指すまちづくりの実現』である」ということが皆さんのご意見であったと思います。

事務局としても、これを前提として法制室の協力を得ながら検討を行いました。

まずは、順序として現行案を押さえておく必要があると思いますので、これを初めに掲載しております。

基本理念といたしまして、「本市は、次に掲げるまちづくりを実現することを自治の基本理念とする」と謳いまして、「(1)幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり、(2)市民主権のまちづくり、(3)協働のまちづくり」としております。この(1)が他の号と性格が違うのではないかとのご指摘ございました。

ここで事務局の修正案ですが、下に赤字で囲って項立てにしております。「本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すまちづくりを進めることを自治の基本理念とする」これを第1項といたしまして、「2 本市の自治は、市民主権の原理に基づくものでなければならない」、「3 本市は、協働を進めることにより基本理念の実現を目指す」ということにしております。

「号」形式から「項立て」で形を変えたことにより、各項目が1項を補完するという流れが示せるのではないかと考えております。

なお、「協働」の項目につきましては、「理念」というよりは「原則」として捉える方が良いのではないかと議論もありましたので、現状ではカッコを入れております。

それではこの案に至った検討経過をご説明します。

当初、検討に入ったとき、現行案の条文の構成として、(1)から(3)に重要な順に並べていると見るのか、三つとも並列で記載されていると見るのかというところで解釈が異なってくる可能性があると考えております。

前者で言えば、(1)を実現するために(2)、(3)がついていくというふうに読めるのですが、後者ですと、三つの号が同列にあるというふうに捉えることが出来ると思います。そうなりますと、どうしてもそれぞれの号の表現するところの立ち位置が違うのではないかとというところで、違和感へとつながるのではないかとというふうに考えました。

例として挙げますと、(1)は理念とか理想とする姿、(2)は原則的なもの、(3)は手段であるというふうに捉えることができるのではないかと考えられます。

このとき、「手段」としての「協働」がコンセプトにあって良いかという疑問から、現行案から(3)を削除し、また、基本理念の(1)に集約されるような形で、参考にありますように、「市民の幸せな暮らしの実現」ということを重点的にして、「本市は、市民主権による市民の幸せな暮らしの実現を目指すまちづくりを行うことを自治の基本理念とする」というように一文で表現することが出来ないかということも考えております。

一文で表現したときには、部会で議論した最重要項目をシンプルに示すことができると思いましたが、一方、理念が一文となったことで、第1条の「目的」との類似性が出てきます。

理想とする「基本理念」と条例の「目的」の性格が似てくるのは致し方ないことではありますが、条例の冒頭部に類似の条文が列記されることに違和感が出てくるのも懸念されるところです。

このことから、次の考え方に移行したのですが、これが最初にお示しした事務局修正案の考え方です。

当初の部会の皆さんの議論をひも解きますと、一番最初に「理念として必要なものは何か」ということで、「幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり」がまず提案され、これに「市民主権」であるとか、「協働」とかが付随して議論が開かれた経緯があります。

これを勘案し、先ほどの説明のとおり、現行案の「号形式」から、「項立て」に構成を変更することとしました。これにより、1項目の「自治の基本理念のベースになるのが『幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり』である」ということが出来る、そして、「市民主権の原則のもと行われるべきである」、そして最終的に「まちづくりは、協働により行われなければならない」という構成を作りました。

ただ、協働の部分につきまして議論があるのは先ほどご説明したとおりでございますので、カッコ書きのままにしております。

次に「基本原則」の部分のご説明ですが、現行案につきましては、「市民総参加の原則」を(1)に、「情報共有の原則」を(2)に、(3)に「平等と機会均等の原則」となっております。これに対する修正案を(1)に「市民総参加の原則」、(2)に「情報共有の原則」、(3)に「協働の原則」としております。

ここに至る考え方といたしましては、まず、他の部会委員さんのご指摘の内容といたしまして、(1)と(3)の性質は、ともに市政への参加に関することを謳っていると受け取られたと考えましたので、(1)と(3)の一体化が可能かを検討

しました。

また、指摘の内容として、「原則」として考えるときに、市政及びまちづくりへの「参加」は市民の「権利」であると考えられると思いました。「権利」である以上、あらゆる差別を受けることなく、均等に参加できなければならないということはベースとしてあるのではないかと考えてみると、(1)の「市民総参加の原則」に現行案(3)の説明文を合体させて、(1)と(3)の意図することを一つの項目で表すことが可能となると考えました。

このとき、項目が(2)までということになりますが、ここで基本理念の際に述べた、「市民協働」をどう捉えるかがポイントになると考えられます。

「手段」である「協働」を「まちづくり」の具体的な取り組みと捉え、「協働の原則 市民、議会及び市長等が協働によりまちづくりに取り組むこと」とすることで整理をしました。なお、この項目を考えるにあたっては、松下啓一著「自治基本条例の作り方」を参考としております。

課題としては、ここで、基本理念上に「協働」の項があるのが論点になると思われます。「基本原則」上に「協働の原則」をおくことで整理がされたときに、「基本理念」上に同じ文言が出てくるのにダブリ感をぬぐいきれない点があります。ただ、「基本理念」は最重要項目である「幸せな暮らしの実現」を明確にしたことで、理念の頂上の「協働」の部分を整理しても趣旨が成立すると思われることから、2項立ての条文としても、通らなくもないと考えました。そこでこの3項のカッコ書きのところは場合によっては無くしても良いのではないかとこの考え方もあります。

以上、事務局で検討した事務局調整案とこれに至る協議内容です。基本的には理念部会の皆様のご議論を尊重するように心がけてはおりますが、他部会の委員さんのご指摘の点も解消できるようにというような考え方をしましたので、皆さん方の意見に必ずしも沿わない点もあるかもしれませんが、ご議論の参考にいただければと思います。それでは、進行を部会長さんをお願いいたします。

部会長

はい。今、事務局から説明がありましたとおり、まだ完全に他の部会とのすり合わせのふたがうまく閉まっていないということと、元々の案も、すっきりと読めないという部分もひょっとしたらあるかもしれませんが、まず最初に「基本理念」のディスカッションをやって、次に「基本原則」に入りたいと思います。

今、説明のあった「基本理念」の現行案、それから事務局修正案、そして両者がどういう理由で変わったか、変えようとしているかという説明について、ご意見を賜りたいのですが、いかがでしょうか。

理念的なもの手段的な、やや具体的なものが混在しているというのが、まず第一の曖昧さになっているわけで、その辺をどう整理するか。箇条で整理するのと、中に文章の修正で整理するのと両方考えられると思うんですが。

委員

「基本理念」と「基本原則」と、両方いっぺんに論議をしないと、「協働のまちづくり」を「理念」とするか「手段」とするかで話が変わってくるし。

既に、ここに修正案として「協働」という言葉が、「基本原則」の方に入れて「基

	<p>本理念」から外れるということを考えれば、両方いっぺんに話をしないといけないんじゃないかという想いがありますが、事務局の基本理念の(3)に関して言えば、全体会の雰囲気もそうでしたけれども、「突然『理念』のところに『手段』が出るのはおかしいじゃないか」という話がありましたけれども、それがこういう形で「原則」の方にすっきりした形で入れれば、「理念」の方から外しても良いんじゃないかと思えますけれど。</p>
部会長	<p>他の方がいいですか。「協働」を「基本理念」から外して「基本原則」の方に移動させて、「基本理念」の方は哲学的な考えでまとめていくということになりますよね。</p>
委員	<p>なぜ、「理念」のところに「協働」が入ってきたのかなって、改めて考えると、どういう理由でしたっけ。</p>
事務局	<p>これは、第4回の部会の議論の中から出て来ていますね。皆さんの議論の中で何が一番大事なものかというお話をされたときに、「市民一人ひとりの幸せな暮らしを実現するのが一番大事ではないか」というのが一つのコンセプトとして生まれております。</p> <p>そのときに、「じゃあ、それを実現するためには何が大事か」という話になり、「それは、市民権の考え方が無いといけない」ということと、「協働で進めていくんだ」という議論の中で、この三つがちょうどまい具合に収まったということで、この三つを入れるような形にしております。</p>
部会長	<p>この3つは「目的」か「手段」かっていう多少の差はあっても、まとまり具合は、これ自体は結構良いんじゃないかなと私は思っているんですけどもね。</p> <p>ただ、次に「原則」が出てくるとそれとのダブリとか、食い違いとかいうのが、次の段階で浮かび上がってきますよね。</p>
委員	<p>事務局修正案の3で、「～協働を進めることにより、基本理念の実現を目指す」と書けば、完全に手段になってしまいますよね。そうしたら、先ほどの委員さんからもあったように、「原則」の方に移しても良いんじゃないかというふうに思います。</p>
部会長	<p>「協働」というのは、単なる手段というふうに割り切るか、「協働」というものは手段ではあるけれども、従来無かった、地方自治体の中で重要性がクローズアップされてきた新しい取り組みだということで強調するとすれば、3項目に「協働」が入っても悪くはないんじゃないかなと思うんですけども…。</p> <p>まあ、「理念」と次の「原則」との間のバランスで、難しい感じも出て来るとは思いますが…。</p>
委員	<p>「基本原則」の方がですね、この事務局修正案が、「協働」のすわりが良いですよ。そうすると、「この案がすわりが良いから採用する」となると、今度は基本理念の方の「協働」がどうしても邪魔になってきますよね。</p>

	<p>今までの現行案で言えば、「まちづくりを自治の基本理念とします」として、「それならどんなまちづくりか」と言われたら、「～のまちづくり」というふう に名称扱いにしていましたけれども、今回は文章を丁寧にして、案のような形 で表現しようとすると、「それは、手段じゃないか」という話に、やっぱり、な りますよね。</p>
部会長	<p>だから、何年か経つと、皆さん、こういうことに慣れてきて、「協働」という ものが、「常識的なことだよ」というふうになってくればね、何もこういうふう に最初に出さなくても良くなるかもしれませんよね。</p>
委員	<p>いや、もう「原則」のところだけきちっと「協働の原則」という形で 表現していれば、全体の条文の中で、「これはどうするのか」というときに必 ずこの「協働の原則」というものが生きてきますからね。むしろこうやった 形で見ると、「理念としての協働」よりも、「原則としての協働」の方が締 まりが良いような気がします。</p>
部会長	<p>いかがですか。事務局の方も何かあれば、個人的でも良いので発言してくだ さい。</p>
委員	<p>事務局はさっきも遠慮しながらものを言っていたけれど、全体会のときはあ れで良いけれど、部会 때는もっとフランクにものを言ったって良いんだよ。</p>
部会長	<p>逆に、事務局修正案の方でちょっと気になるのが、2項の「本市の自治は、 市民主権の原理に基づくものでなければならない」というところの、「～もので なければならない」というのが非常に強い言葉だなあと。</p>
委員	<p>それに関連してですね、2項がいるのかなという気もしているんですね。第 1条の「目的」のところ、「この条例は、～基本原則を明らかにするとともに、 ～まちづくりを進めるための基本となる事項を定めることにより、市民主体に よる自治の実現を図ることを目的とする」というふうに言っているんですね。 で、こちらでは「市民主体」という言葉を使っているんですけど、そうする と「市民主権」ということと同じ想いで使っていると思いますが、そうすると 2項は特に無くても、1項の一文だけでも良いかなという…。そうすると、「目 的」との関係はどうなるのかなというのも、ちょっとあるんですけど。</p>
委員	<p>それは僕もそう思う。元々、日本国憲法で保障されている部分だから、これ は。だから、そうなれば、「市民主権の原理に基づくものでなければならない」 と言っても、「それはそうだろう」と言われるだけになるもの。特に大分市だけ が声高に言わなければならない話ではない…。</p>
副部会長	<p>私は事務局修正案の方ね、丁寧で説得力があると、そういうふうに思います。</p>
部会長	<p>この最初の2行だけでも良いような感じもするしね。</p>

委員	良いと思います。
委員	さっき、説明の中で、「目的」との関係で非常にオブラートに包んだような言い方をしていたけれども、具体的に言うとどんな感じなのかな。
事務局	<p>ひらくちで言いますと、「目的」は条例の目的、「基本理念」は理想と言えると思うんですけども、非常に目標とするところが似通ってしまうと。個人的には「基本理念」が無くなってしまっても…。</p> <p>「基本原則」は条例を考える中では必要とは思いますが、「基本理念」のイメージというのは、実は前文の中にも「幸福な暮らし」というフレーズもございますし、「目的」のところも先ほど委員さんからご指摘ありました、「市民主体」という「市民主権」と似通ったところもありますし、ダブリ感が否めないんですね。ですから、もしかしたら「なくなる」という可能性もあるのではないかともしました。</p> <p>前回の全体会の中で、章立てを「基本理念」、「基本原則」を別にしたことによって、ここが際立ってわかりやすくなったというご意見もありましたのも事実で、ここで「基本理念」をなくしても良いかというところで皆さんのご意見をいただければとは思っております。</p>
部会長	ずっと前に、最初にこれを見たときに、「あれ、『基本理念』とか『基本原則』とかダブって出て来ているような感じがするな」と内心、思ったことが、第一印象としてあったものですから。
委員	ただ、「前文に入っているから、『基本理念』としてきちっと章立てしなくて良い」という話にはならないような気がします。
事務局	そこが、事務局としても「どうしたものかな」というところですよ。最もシンプルに片付けようと思ったら、「前文」「目的」「基本理念」「基本原則」になるんですけども、『基本理念』が同じことを言っているのでもうそれは良いんじゃないの」という形で省略すれば、非常にシンプルにはなります。ただ、条文の作り方として「前文」と「基本理念」をしっかりと押さえていくのがわかりやすいという面もあると。逆に「理念」と「原則」という形で並べたときに、「理念」が一文という形で終わるのが、果たして皆さんに理解されるのかどうかという、そういう心配があったものですから、ゆっくりと議論をいただいて、最終的にこの一文で残していくのか、それともこの分は「原則」という形で良いのではないかと、「前文」「目的」という形で良いのではないかと、そのところの選択をしていただければと思います。
委員	「理念」の項目が無い条例もあるんですよ。
事務局	元々のスタートが、「幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり」というフレーズと、「市民主権のまちづくり」と「協働のまちづくり」はレベルが違うのでは

	<p>ないかという、レベルが違うものを並行的に書くことが、果たしてどうなのかというのが内部的にも議論されていたんです。ところが、それを私ども事務局が全面的に出しますといかがなものかというのがずっとあったんですけど、全体会でそういうふうな意見をいただいたものですから、改めて、そのところをしっかりと整理をした方が良いんじゃないかならうかということで、こういう提案をさせていただいたということ。</p> <p>考え方としては、当然「理念」を省略するという考え方も出来ますし、二つ、「前文」と「理念」で押さえて、この条例の目指す理念はどういうものかということをしかりと理解していただくというのも一つの方法であろうというふうに思います。</p>
部会長	<p>だから、出来るだけ簡素にした方が良くとも思うし、それから、簡素な中に市民に対する説得力を持たせる、市民の良い反応を求めていくというような、そういうところが出発点に必要だということではいろいろと考えてきたと思うんですけども、そういう常識がある程度できてしまえば、何もそれをごちゃごちゃとたくさん文章を書く必要も無いんですけども、そこら辺の状況判断がですね…。</p>
事務局	<p>内部的にも話をしたんですけども、法規的に見てどうなのかとかいう形で…、まあ、両方あると。</p> <p>いわゆる、一度書いているので、それに触れなくて良いということと、触れていることを再度しかり押さえるということもあると、甲乙つけがたいという話もありましたので、改めてここに載せて、ご判断いただいた方が良くということ。</p>
委員	<p>ちょっと、難しすぎて…、ただ、現行案であった方がわかりやすいような感じがしますけれどねえ。3か条が無くなったらもう…。</p>
部会長	<p>だから、前後を見ないで、現行案のここだけを見るとさらっと読めるんですよ。</p>
委員	<p>これだけでわかりますからね。</p>
部会長	<p>市民主体の「協働」が軌道に乗ってきたら、おそらく、いろんな形の活動が、単純には比較出来ないような活動がたくさん出てくると思うんですよ。ある地域に限定したものとか、周囲と合同したものとか、極端な話、一人でこつこつやるようなものとか。</p> <p>だから、そういうパラエティに対応できるような幅の広い条文であった方が良く最初は思っていたんですけども、ただ、それが実際に文章化してみるとなかなか難しいと思うんですけどね。</p>
委員	<p>現行案であれば、誰が読んでもわかりますけれど、事務局修正案であれば、ちょっとわかりにくいような感じがしますけれどねえ。</p>

事務局	<p>先ほどちょっとご説明しましたけれども、現行案でありますと、「次に掲げる事項を、まちづくりの基本理念とする」と謳った後に三つの文章を並べたんですね。その三つを並列と取るのか、大事なものをから並べたと取るのかという、この文章だけだと、どちらでも取りようがあるんですね。</p> <p>そういった意味でいくと、並列で捉えた場合には「全くステージの違うばらばらなことを言っているんじゃないの」というようなことも取られる可能性があるなということなんですね。そういうこともあって、項立てという選択肢を採ってみたということなんです。</p>
委員	<p>そこまで一般市民が考えるんだろうか…。</p>
委員	<p>ここまで来ましたんでね、大分、具体化してきたでしょう。最近、僕が考えているのは、逐条説明ね、中学生とか小学校の高学年辺りを対象に逐条説明文を付けていくときに、「どういうふうな説明をするかな」というのを考えていくわけですよ。そうした場合に「理念」そのものがなくなってしまうのは問題があると思います。「これは前文の中にありますよ」、「目的の中に出てきますよ」と言っても、やはり「理念」なら「理念」として掲げて、その「理念」について、きちっと説明しておくことが必要だと思うんですが、「じゃあどういう形にするか」と言うと、我々の今までの現行案は、逆に非常に説明がしにくくなりますね。むしろ、事務局案の1項だけを残した方が、逐条説明で膨らますことが可能になりますね。</p>
部会長	<p>なるほど。この事務局修正案の最初の二行で、ほぼ言い尽くしている…。</p>
委員	<p>そうですね。それが我々の理念ですよ。究極の理念になるわけで、それを出してしまった後に、「主権在民だ」とか、「協働だ」とかいう話をしてみかすみますよね。</p>
部会長	<p>ニュアンスが違いますからね。</p>
事務局	<p>もう一つですね、(1)、(2)、(3)という並べ方をした場合と、後二つの文章に分けたことで、違いといいますか、読み方として、現行案ですと柱書きが出てきて、そこに(1)、(2)、(3)とぶら下がっていると、そうすると、(1)、(2)、(3)は「ほぼ同じようなレベルのものが並んでいるであろう」と読むのが普通なんですね。で、そういうふうに見た中で中身を見てみると、「少しレベルが違うんじゃないの」ということで違和感があるというご意見をいただいたと思うんですね。</p> <p>で、それをどうするかということで、二つの文章に並べ替えてみますと、まず大事なものが一番に来て、それを補完するようなものが二番に来てということで、ある程度レベル差があってもそれは許されるのではなかろうかというふうな考え方もありまして、こういう提案になっております。</p>

部会長	これはどうですか。
委員	ここで「主権在民」を謳わなくてはいけないかな。これは大原則中の原則なんだけれども、憲法で謳われている話だからなあ。日本国憲法の四本柱の一本が「主権在民」だから。
部会長	だけど、憲法はあまり一般市民は読まないですけど、この条例は大分市民に限っては、ぜひ読んで欲しいわけですよ、我々の気持ちとしては。
事務局	まあ、一つは行政として、ともすればそういうものを忘れがちになってしまうのはいけないという...、職員は当然そういう想いを持っていますけれども。
委員	そうだなあ、阿久根市というすごい実例が出てしまったからなあ。
事務局	ちょっと本音の部分としては、「一文ではちょっと寂しい」というのもありました。
委員	まあ、ここでは「市民主権」となっているんだけど、第1条では「市民主体」となっているけれど、どっちの言葉を使うにせよ、言葉は統一しなければいけないと思うんですけどね、違うのかな。 で、文章の中に、「まちづくり」を例えば「市民主権の原理に基づいて進めていくことを自治の基本理念とする」とかいうふうにはめ込んでしまっても良いんじゃないかなという文章になるんだけど...。 こう、「基づくもので無ければならない」と言われると...、それはそうなんですけれど。
委員	「基づくものとする」くらいにしておけば...
委員	せめてね。でも、そうすると何か、あっても無くても良いような気分にも...
副部会長	「なければならぬ」と言うと、より強くなるからですかね。
委員	事務局が言うように、「自分たちが忘れないようにするための戒めだ」というのだったら、「なければならぬ」の方が良いかもしれないけれど。
事務局	委員さんがおっしゃったのが、下の参考のものがそうなんです。
委員	そうですね。で、私は参考の「市民主権による」という部分を、後ろに回した方が、何というか、どちらかと言うと「市民主権」という言葉は手段にも取れるような...。だから、さっきも趣旨で言ったように、「幸せな暮らしを実現する」ということを中心に考えれば、その言葉を先に持ってきた修正というか、経過案にした方が良いんじゃないかなと感じるんですよ。

	<p>それとね、混ぜくるようなことを言って悪いんだけど、「前文」で、「豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い」となっていますよね。そうすると、「前文」では「幸せな暮らし」が確立しているんですよね。でも、「理念」で「幸せな暮らしの実現を『目指す』」となっているんですよね。ここはちょっと...、それも良いのかなと、ちょっと改めて「幸せな暮らし」ということについて、「今も幸せだけでなく、もっと幸せな暮らしを」ということを、多分「理念」の中では、そういうニュアンスだというふうに思うんです、文章の受け止め方としては。そうしないと、ちょっと...、今、読み返していて思ったんですけど。</p>
部会長	<p>「前文」の方は、そういう部分は割合、独立した、大方の関連をそう意識しなくても良いから、多少、文章を修正する程度で収まりが良くなるんじゃないかと思うんですけど、「理念」の方は、箇条書きの構造がごちゃごちゃしているものだから、そこら辺が難しいなあと思うんですけど。</p> <p>それでは、この1ページの一番下の参考の修正案経過ってものの、これでもう「基本理念」はこれだけにするかという考え方は無いですか。</p> <p>これ、ちょっと気になるのは「市民権による市民の幸せな暮らしの実現を目指す」という...、「市民権による」というのは、その後の「まちづくりを行うこと」に係る形容詞と考えた方が、良いんじゃないかなと。</p> <p>そうすると、「本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする」と、その方がわかりやすいんじゃないかという気がするんですけどね。</p>
委員	<p>そして、もう2項3項を外してしまえばね。</p>
部会長	<p>そうすると、「市民権」も入っているし、「基本理念」も入っている。ただし、「協働」は入っていないから、「協働」は次の「原則」で取り上げていく。</p>
委員	<p>そのくらいで、「戒め」としては足りないかな。僕は、今の部会長さんの案が一番良い、すわりが良いと思います。</p>
部会長	<p>そうしたら、ここの「基本理念」のところは、この二行で収まっちゃう...</p>
委員	<p>今おっしゃった分を入れてね。2項の文の一部をこう、取り込んだ形で...</p>
部会長	<p>事務局の方はいかがですか。</p>
事務局	<p>皆さんの、理念部会の総意ということで、この形で次回修正案として提案出来ればなというふうに思います。</p> <p>「前文」のときもそうなんですけれど、理念部会はなかなか意見を取り入れてくれないと思っていらっしゃる方もおられるようなので、ちゃんと意見が出てきたら真摯に受け止めますとも言えますので。</p>

部会長	そこらへんは謙虚に他部会の意見も受け止めなくてはいけないと思っていますから。
委員	委員さんの意見で「誓い」を入れたし。
事務局	それでは、皆様のご意見で「本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする」というのを理念部会の修正案として提案をしていきたいと思います。
部会長	それでは、先に進んで良いですかね。今度は2ページ目の「基本原則」の検討をします。 これは、「市民総参加」というのと、「情報共有」というのと、「平等と機会均等」という大きいキーワードが挙がっているんですが。
委員	「市民総参加」と「平等と機会均等」を一つにまとめて、その分、「理念」から「協働」がこちらに移ってきた…。
部会長	「基本原則」のところに「協働」が入るのは、別に違和感はないですかね。
委員	返って、入れたやつを見るとこっちの方がすわりが良いと思いますね。
部会長	他に何か、他部会から指摘の可能性はありますか。今のこの事務局修正案でまとめていったときに。
事務局	逆に、「原則」の方は比較的早く「こうすると良いな」というのを考え付いたんですね。というのは、松下さんの本を読み返すと、この三つというのは委員さんがおっしゃるようにすわりの良い原則なんですね。なので「原則」の方はすわりが良いのですぐに決まっちゃって、その後に「『基本理念』をどうしようかな」と悩んだということなんですね。
部会長	さあ、どうですか。
委員	この間、全体会では、我々の原稿案の(1)と(3)がどう違うのかという話が出ましたので、それを一つにまとめたということでは、他の部会の意見も取り入れているし、事務局修正案でいっても全然問題ないと思いますよ。
部会長	他の方々はいかがですか。副部会長さんもよろしいですか。
副部会長	ここのところもね、やっぱり、わかりやすいじゃないですか。「性別、年齢等を問わず～」というところも。
委員	それと、前の案でいくと、「全ての市民がまちづくりに参加すること」ということで、どちらかと言うと「強い」ですよ。だけど、今度修正案になったら、

	<p>「皆、そういう機会があるんだよ」と。「だから、どんどん参加しようよ」という、そういうふうを受け止められる。だから、副部長さんが言うように、わかりやすくして良いんじゃないかな。</p>
委員	<p>この方が、目的のところに出てくるさっきの「主体」というものを、「『市民主体』とは何か」と言われたときに、この原則の(1)で説明しきっているよね。</p>
部会長	<p>「市民総参加」を差別化する要因として、いろいろあるわけですがけれども、「性別、年齢等」で終わっているんですけれども、例えば国籍なんかはどうなるんですかね。この「等」の中に含まれるんでしょうか。</p>
事務局	<p>これについて、後ほど皆さんにお諮りしたいと思っていたのが、「市民」の捉え方の範囲なんです。</p> <p>今、現在では「市民」の捉え方というのは、当然住所を大分市に有する人が基本ですがけれども、通学している人、働いている人とか、広く大分市のまちづくりに参加してくれる人達を「市民」として捉えましょうという定義になっております。</p> <p>ただ、他の部会の中で、「市民」の捉え方について、この条例が「自治基本条例」というのであれば、そこに住む住民のみになるのではないかとか、「まちづくり基本条例」であれば、「市民」は広く捉えるべきではないかとか、そういったご意見もあります。</p> <p>皆さんに確認しておきたいのは、理念部会として、「市民」の捉え方というのは、「広く捉えておくべき」とお考えなのか、「『大分市に住む市民』と捉えるべき」とお考えなのかというのが一つですね。それによって、「全ての市民が、性別、年齢等を問わず」の「等」のニュアンスが若干変わってくるのかなという気がします。</p>
部会長	<p>自治基本条例以外の条例とか国の法律なんかで、「市民」というのはかなり確立した定義とかあるんですかね。</p>
事務局	<p>個別に「市民」が出てくるのは、あまりないと思うんですけれども。個別の条例で見ますと、さっき言われた外国人の方とかが含まれるものとか含まれないものというのは、それぞれ…。</p>
部会長	<p>それぞれで定義しているんですね。</p>
事務局	<p>定義があるものもありますし、対象になるかならないかというのを、「この条例は外国人の方は対象にならないですよ」というのもありますし、「外国人も含めて居住者の皆さん関係ありますよ」というのもありますので。</p>
部会長	<p>そういう形で、条例毎に適用範囲を押さえているんですね。</p>
事務局	<p>個人的には「基本条例」ですから、そういった方まで全て含んでおいて、個</p>

	<p>別的な適用については、個別の条例で定めるべきなのかなと、そういう気がします。</p>
部会長	<p>で、この「自治基本条例」の理念部会での議論は、最初から「出来るだけ広く」ということで、ずっと来たですよ。それが、何かそういうボーダーのところ、トラブルになる可能性があるのかないのかって、あまりしっかり押さえずに来ただけだけど、やっぱり、可能性としてはあるんですか。</p>
事務局	<p>いえ、今、事務局が申しあげましたように、自治基本条例というのは理念的な条例でありますので、ある程度間口は広くないといけない部分があるのではないのかと個人的には思います。というのが、例えば大学に通う留学生がいたと、その留学生が「大分市のまちづくりに参加したい」と言った時に、その人に「国籍が違うから参加しちゃ駄目なんですよ」と言うのか、極論からいくとそういうことだと思うんですね。</p> <p>ですので、今、『全ての市民が、性別、年齢等を問わず』というのはどこまでなんだろう」という話があったときにお諮りしたかったのが、「理念部会としての『市民』はどの範囲ですか」というところだったんですね。</p> <p>今、皆さんのお話を聞いておりますと、やはり「広く捉える方がベターじゃないの」というふうに受け取るんですけども。</p>
部会長	<p>うん、ずっとそういう考え方が支配的だったですよ、この中では。</p>
委員	<p>一番最初からそうでした。</p>
部会長	<p>それについて、他所の部会から何か異論があったんですかね。</p>
事務局	<p>条例の名称は仮称という状況で、「自治基本条例」なのか「まちづくり基本条例」なのか、それとも「みんなでやろうよ条例」になるのか、そういうことは未確定の状態ですが、少なくとも皆さんの今までの議論の中では、「自治」と「まちづくり」とどちらを定める条例なのかと言ったら、「自治」という仕組みを定めていく条例ではないかなというのが理念部会のお示しいただいたものであります。</p> <p>その「自治」というものの中でも、それは広く「市民」を捉えるということで整理していますということであれば、「理念部会としてはこうです」ということで良いと思います。それが何かに抵触するということは、この条例の性格から言ってあまりないと思いますが。</p>
部会長	<p>今から先、だんだん、大詰めになってきて、その頃になって「市民はもっと限定して考えないと問題が起こるんじゃないか」と言われたときに困りますけれどね。</p>
委員	<p>僕は、ちょっとその覚悟をしたうえで、「主権在民」が入る項をそのまま残しておいて良いかと思っていたんですけど。「市民」に大分市に住んでいない人</p>

	<p>を含めたときに、「大分市に住んでいない人に『主権』を与えて良いのか」という話が出なかったとしても…。</p> <p>やっぱり、大分市の自治基本条例においては、「市民」とは出来るだけ広い捉え方をするという方向性だけは…。後、細かいところは…、いくら「広い」と言っても境が無いというわけには行かないでしょうから、「その境はどうするか」と言ったら、もうちょっと先の論議で良いんじゃないでしょうか。</p>
部会長	<p>先の論議と言いますと？</p>
委員	<p>細かく実効性のある条例を作っていく、例えば、「～禁止条例」とか。そのときに初めて、「誰に対してそれを適用するか」というところで線引きをすれば。</p>
部会長	<p>例えば、留学生が増えてきているわけですがけれども、留学生が集団を作ってボランティア活動をやりたいと、大分市民のためになることを自分達で企画して取り組みたいといったときに、「それじゃあ、この自治基本条例に沿った良い活動だから支援しよう」ということになるのかならないのか、そこで「いや、あなたたちは市民じゃないよ」ということになるのと、ちょっとしらせるわけですよね。</p>
事務局	<p>当然、それも「自治」だという捉え方をするのが自然ではないかなと思っております。併せて現在でもですね、例えば「小規模集落応援隊」とか「がんばる集落たすく隊」とかいう70歳以上の方が50%以上を占める集落に、大分市も事業を行っております。それは、例えば近隣の自治会とか、市外からの応援というのも積極的に受け入れて対応していただくような形になっております。そういうときに「市内に住んでいる人でないと、それは自治ではありませんよ」というと、現在やっていることそのものが、全部否定されてしまうので、そうなれば概念はここに書かれているとおり、「市民は市内に住所を有している人のみを指す」ということになったときに、現状から考えてそぐわないのではないかと、そういう気がします。</p>
委員	<p>例えば、「日本一きれいなまちづくり」とかいうときに、「ゴミを捨てないようにしよう」と言ったときには、「旅行者だって、その範疇に入っても良いんじゃないか」というくらいに広く見ても良いんじゃないかというふうに思うんですよね。「俺は旅行者だから、大分市民じゃないから捨てても構わないんだ」ということにはならないと思うんですよね。そういう意味でも…。</p>
副部会長	<p>そういうのがマナーですよ。</p>
委員	<p>例えば、タバコを決められたところ以外で吸ったら悪いというのがあるじゃないですか。あれは旅行者も取り締まるんですか。</p>
事務局	<p>そうですね。「その条例は自治じゃない」といわれたらアウトですけど。</p>

部会長	そうすると、この「原則」は、事務局修正案で大体良いという感じですかね。
委員	<p>ちょっと良いですか。私は始めから議論に加わっていなかったから、よくわからないんですけど、現行案の「市民総参加の原則」と「平等と機会均等の原則」は、似てはいますけれども全く違うものだと私は思っているんですよね。</p> <p>それを、修正案は「市民総参加の原則」で「機会均等の原則」を入れ込んでいるんですよね。だから、現行案の四つめに「協働の原則」が入ってくるか、あるいは、事務局修正案でいくなれば、例えば、「市民総参加の原則」の説明のところで、「性別、年齢等を問わず、全ての市民が参加することにより、まちづくりが進められること」とかね、そんな流れにしないと、なんだかこう、ちょっとイメージが…。そう思ったんですよね。</p>
部会長	ふむ…。そこは、ちょっとなんだかカバーが不足のような印象もあるというところですね。
委員	逆に、我々も最初は「市民総参加の原則」と「平等と機会均等の原則」というものを両方とも大事にしたいと、これを二大原則みたいな形で大事にしたいという考え方でしたけれども、さっき委員さんが言ったみたいに、あまりにも強くしすぎると、「まちづくりに参加すること」と言ってしまうと、「おい、義務かよ、権利かよ」という話になったときに、また別の論議が生まれますよね。だから、むしろこの表現の方が、確かに二つある原則のうちどちらに重きをおいているのかという話はあるかもしれないけれども、両方取れますのでね、これで。
部会長	むしろ、ダブルミーニングにしておいていた方が、適用が容易だと、問題が起こらなくて済むということも考えられる…。
委員	ただ、修正案にしても、例えば「市民総参加の原則」の締め方が「機会を有すること」で止めて良いのかなと。ちょっとそこも引っかかったんですけどね。
委員	「参加できる」にするとか。
委員	いや、「機会を有すること」でないと、「機会均等」が崩れるよ。
委員	いや、「機会均等」なら良いんですよ。「総参加の原則」っていう…。
事務局	先ほどおっしゃったのは、「参加して、まちづくりが進められる」というふうにおっしゃったんですか。
委員	そうですね、私は、もし修正案を使うのであれば、「性別、年齢等を問わず、全ての市民が参加することにより、まちづくりが進められる」とか、そんな形の流れでまとめられるのかなあと。

事務局	<p>事務局の考えとしては、一番上の各号以外の出だしの部分ですね、「次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする」というくり返しにしていますので、そこはカバー出来るのかなと考えております。</p> <p>今おっしゃっていただいた分は、まさに事務局でも議論をした内容でございます、(1)と(3)が違ふとすれば、(1)の意味するところは本来何なのかなという話をしました。で、もしもここに「市民が参加してやっていこうよ」、「やらなきゃいけないよ」という意味合いが入っているとすれば、独立させる意味があるのかもしれませんが、そこまで「義務ですよ、やりなさいよ」と言うだけの勇気が無いというか、そこまで言えないのではないかと。</p>
委員	<p>私も、原文を活かすとしたら、「参加すること」を修正案にしなくてはいけないなと思っているんですけどもね。</p>
事務局	<p>そうすると、じゃあどういう意味になるのかというふうに考えたときには、やはり「参加できるような機会を確保しますよ」ということと非常に近くなってくるのかなと。であれば、合体させるのも一つの選択肢かなということ考えました。</p>
部会長	<p>強制ではないけれども、「お互いに参加しましょうよ」ということを訴えかける部分だと思うんですね。だから、強制の言葉でもないし、「もうそんなものは自明の理だよ」というふうにはほったらかすのでも無いし、温かく市民に問いかけていくというような感じにしたいわけなんですけれども。</p> <p>だから、「参加すること」と言うのもちょっときついし、「参加できる機会を有すること」と言うのも、機会だけで先に進むのかなとちょっと思ったり…。</p>
委員	<p>「目的」のところ「市民主体」という言葉を使っていますので、この「『市民主体』とはどういうことなんだ」と、「あなたたち一人ひとりの胸に手を当てたときにどういうことなのか」と、「あなたが、この大分市のまちづくりに参加したいと言ったときは、いつでもそれを実現する機会是与えられていますよ」という意味でこれがあるとすれば、その「目的」の中に出てくる「市民主体」とぴったり合致するんで、先ほど言いましたけれど。</p> <p>この表現が書かれている方が…、僕は「総参加の原則」は絶対の原則だから、これは必要だと思っていたんですけども、表現の仕方としてはこの事務局修正案の方が、われわれの基本条例にそぐうんじゃないかと思えますね。</p>
事務局	<p>それともう一つ、全体で見たときに、他部会の話なんですけれども、市民部会で「市民の責務」という項目がございまして、そちらの方では「市民は自らが市の主体であることを認識するとともに、まちづくりに関して取り組むように努めること」というような内容のものが入っていますので、努力義務みたいなもので、「努めましょうよ」という投げかけをそちらで出来ているのかなというふう考えております。</p>

部会長	我々の感覚からはちょっと強いという感じがしますがけれども、そう言い切って良い状況なんですかね、今は。
委員	「原則」で言っちゃうと、ちょっときついでしょうけれども、もう少し細かいルールのところを言うのは…。
委員	言わないといけないでしょう。
法制室	部会長よろしいですか。この「原則」の中で「市民総参加」をどう捉えるかという問題なんですけれども、「市民が参加しなければなりませんよ」という「義務」として捉えるのではなくて、「まちづくりを行うには、全ての市民が参加する形でやりましょう」という考え方で捉えられると良いと思います。 そういうふうに考えれば、(1)と(3)を一緒にして、説明が(3)の表現でも十分意は尽くせているのではないかなというふうに思います。
部会長	ふむ。どうですか。それでは、事務局修正案で大体良いということですね。
副部会長	「まちづくりに参加できる機会を有すること」とありますよね。そうすると、「参加する機会を有すること」って言うと、ちょっと強い・弱いというのが感じられるような気がするんですけど。「参加できる、できない」？
委員	「有していますよ」という感じでしょうか？
事務局	意味合いとしては、「参加を望む方はいつでも参加できますよ」という、「性別、年齢等を問わず、どなたでも市民は参加できますよ」ということです。
委員	同時に、気持ちはあっても出来ない人、いますよね、障害を持っておられる方とか、高齢者の方とか、そういった人達に配慮した表現になっているんじゃないでしょうか。
副部会長	なるほどね、わかります。
部会長	そうしたら、大体、「基本原則」は事務局修正案でOKということにしますか。他に何か。
事務局	それではですね、さきほど「市民」並びに「自治」と「まちづくり」の捉え方を確認させていただきましたが、今までのおさらいをさせていただきます。 今回、「基本理念」と「基本原則」の考え方についてご議論いただきまして、「基本理念」につきましては、参考案に委員の皆さんで手を入れていただいたもので対応させていただくと、そして「基本原則」については事務局修正案を採用いただくということで結論をいただきました。 また、「市民」の捉え方につきましても、できるだけ広く捉えていくことが大分市のまちづくりにそぐうものであると、また、大分市の「自治」のための条

例であるということも皆さんの共通認識であるということで押さえさせていただきます。

後、若干先ほどの部会でもあったんですけども、これについては、今後、対案が出て来てからの話になりますが、「前文」のことについてでございます。

「前文」について、今現在は、具体的にはお二方の委員さんから対案を出していただきまして、それを検討した結果、「～確実に引き継いでいくことを誓い、そのための～」という文章を入れて再構築したものをお示ししているところですが、これについては、若干「前文」について、認識の差が他の部会の方とあるというのを感じました。

というのが、「理念部会」の「前文」は、自治基本条例に市民の皆さんを導いていくための「導入」という役割を果たしている、そして「目的」から自治基本条例の中身に入ってという構成だったと思いますが、その意図が十分に他の部会の委員さんに伝わっていないように感じられる部分があります。

以前も議論がありました、「『前文』は自治基本条例の目的を謳わないといけないのではないか」というご指摘があったところでございます。

ですので、次回の全体会でこのようなご指摘があった場合には、やはり「理念部会」としてどのような想いで、この前文をどういう目的で作ったのかというところをご提示いただく必要があるのではないかと思います。また、今までも再三部会の中では議論になりましたが、他の部会委員さんのご指摘は、過去4回に渡る部会議論の中に包含されているところがございますが、その議論のボリュームが他の部会の方に伝わっていないと感じられるところがあります。ですから、その人達は「理念部会と言っても、言っても聞いてくれない」という認識を持っておられるのではないかと思います。

部会長

例えば、どういうところでしたかね。今言われたのに相当するところは。

事務局

実際にですね、対案という形できちんとした文章を出していただけていないので、「どういうところか」というのはなかなか私もパッと思いつかないんですけど、ただ「もっとこうした方が良い」とかいうのを、例えばということで提案されたときにですね、理念部会の皆さんはおそらく、「それはいついつに話したこの部分に該当するんだ」とわかっていらっしゃるのが、他の部会の方には伝わっていないと。

ですので、次回そのような話があった場合には、「部会員で前文案を持ち寄って話をしたときに指摘のあったような意見も含めて議論をして今の形になっている」と、そして、「導入部ということで市民の皆さんに自治基本条例に食いついてもらうためのものなんだ」と、「そういう考えの下で組み立てたから若干、他の委員さんの考えとそぐわないところもあるかもしれないけれどもこういう意図なんですよ」ということを明確に述べていただいた方が、指摘をされた委員さんも「そういうことならわかる」という話になるかもしれません。

事務局

端的に申し上げますと、「もう一度対案を示せる機会を作ってくれ」ということです。そして「期限を切って話をしていなかったんで、出していなかった。だから、もう一度対案を提示できる機会を」というようなお話でしたので、それ

	<p>は次の全体会のときに、「いつまでに」ということで提出してくださいと、その中でしっかりと前文をさらに固めていきましょうと。「本当は出したかったけれど出せていないんだ」という意味合いだと捉えております。</p>
部会長	<p>そういうのを今後のスケジュール上、どうなんですか。今度の全体会議で皆さんにそういうものを出してもらおうというお願いをする…。</p>
事務局	<p>私どもとしては一応、大方のところでご理解いただけているのかなというふうに思っていたのですが、「まだまだ足りないよ」というお考えの人がいらっしゃるようですので、もう一度期限を切って対案をいただいて整理をするという機会を次回にもういっぺん作りたいたいということで。</p>
部会長	<p>それは事務局の方で過去の部分は洗い出して、要旨を、議論のポイントを箇条書きで出していただくことは出来ますか。</p>
事務局	<p>そこら辺のところは、以前、部会長さんに「この部会でこういったことを話しました」といったものを箇条書きにしてお渡ししていて、それをお手元にもっておいていただければ対応できると思います。</p>
部会長	<p>ということは、そこらへんもまだ上手く線が繋がっていないという感じですか。</p>
事務局	<p>押さえの時期に来ているのではないかなと。これで一旦閉めますよと、そのところをしっかりと皆さんにお話しして、「わかりました」というところまでいかないとはですね、まだまだ未消化のところがあると考えている方がいらっしゃいますので、そういう形でしっかりと…。</p>
部会長	<p>二つタイプがあって、一つは書いている内容が適切かどうかという、「自分の想いと違って直して欲しい」という言い方をされるのと、もう一つは、「そもそも前文というのはこういうことを書くものじゃなくて、目的をしっかりと書くべきだ」というような意見でくる方とあるんですね。</p>
事務局	<p>ええ、両論あると思います。</p>
委員	<p>そういう形で「前文」にいろいろご意見ある方達は、理念部会を希望していて外れた人たちなの？少なくとも、ここにいる5人は「前文」があることを承知のうえで「理念部会」に手を挙げたはずですよ。他の人達はそれよりもっとプライオリティが高いものを選択して他の部会を選んだはずなんです。我々が今までかけてきた時間を考えれば、それぞれの部会がかけてきた時間と同じだけのものを我々もかけているわけですから、そのことは尊重してもらわないと…。 自分たちが「ここは絶対外さない」ということで選んだ部会にいて、それを一生懸命やっている、それはそのとおりなんだから、じゃあ、それ以外の部会については、一定の意見を言うのは良いんだけど、それに対してスケジュー</p>

事務局	<p>ルが変わるほどのことをする必要は無いと思う。</p> <p>それは、その人達が、「理念部会」を希望していたけれど定員の関係で回されたというなら話は別だけれど。</p> <p>事務局が、進行と言いますか、不手際の面から言われればそういうこともあったかもしれませんが、その辺は免じていただいて、そういう機会をいただきたいのですが。</p> <p>これは「自治」をベースとした条例なのか、「まちづくり」をベースとした条例なのか、ベースという言い方は適切ではないんですけども、ここでいわゆる「まちづくり」という形の条例というネーミングになりますと、今まで作ってきた「前文」から「目的」、「理念」、「原則」というのがですね、かなり変えていかないと対応できないような形になるんです。ですから、まだまだ「まちづくり条例なんだ」というお考えをお持ちの方がいらっしゃいますので、出来れば次の全体会のときに、そここのところはしっかり押さえていただきたいんです。</p> <p>こういうことを何回も繰り返しますと、次のステップに行けないということになって、改めて「『自治』をにらんだ条例なのか、それとも『まちづくり』条例なのか」という、ネーミングはさておき、どこに焦点を置いているか…。</p>
委員	<p>今のところは大事なことでね、何のためかって言ったら「自治」か「まちづくり」かっていう問題は、それはそれで我々が理念部会で言っている、これは「自治」基本条例なんだっていうのは、これはこれで通すけれども、一方「名前をどうするか」という話は、これはもう別問題で考えて良いんじゃないかって思う。</p>
事務局	<p>ただですね、別問題という形で捉えたときに、条文そのものをかなり変えていかないと流れがしっくり来ないところがあるんですね。</p>
委員	<p>そうかなあ。例えば名前を市民に一般公募してね、「大分よっちょくれ基本条例」とか「みんなでつくろうえ基本条例」とかね、そういう形によしんばなったとしても、きちっと「目的」と「理念」、「原則」という部分で条例の形を決めておけば何の問題もないじゃないか。</p>
事務局	<p>例えば、＜第6章 まちづくりの推進＞となっていますね。それで、「まちづくり条例」になったときに、＜第6章 まちづくりの推進＞という、果たしてこういう作り方で良いのかどうかっていうのも…。</p>
委員	<p>だから、今、二者択一で名前を「大分市自治基本条例」にするか「大分市まちづくり基本条例」にするかなんていう論議はあまりにも寂しいと思う。せっかく、これだけやっているのにね。関係ないような、とんでもないような名前を誰かが考え付いて、「それが良いじゃないか」というのが出て来るのかもしれないんだから。</p> <p>「自治」か「まちづくり」かという条例の性質を決めるのは必要だけど、表</p>

	<p>につく表札をなににしようと、これはどうでも良いと思うけどなあ。</p>
事務局	<p>それがですね、最終的にそういう形で作り上げていくという皆さんのご認識であれば、それは構わないと思うんですが、「自治」をにらんで整理をされているという前提がありますので、関連性をしっかり捉えたときに、「このところは表現を変えなくてはいけない」、「ここはこうしなくてはいけない」というのが少なくとも何点か出てくると思うんです。そうしたときにどうなのかっていうのをしっかりと整理していかないといけないなと思います。</p> <p>そのことでまた時間がかかるようであれば、全体の進行がまた遅れていくのかなという気がしております。</p> <p>一番悩ましいのは、お話しさせていただきましたけれども、ニセコ町が「まちづくり」の条例になっております。ただ、「まちづくり」というネーミングですけれども「これは住民自治なんだ」というしっかりと定義づけをして条例化しているというそういうふうな…。</p>
委員	<p>そういう形が出来るはずなんだ。名前にこだわる必要はないんだよ。</p>
事務局	<p>技術的には可能なんですけれども、ただ、それを整理していくと若干、さらにまた時間を要するようになると思いますので、その辺もそろそろ決定していただかないと、というような気がしております。</p>
部会長	<p>「派生してくる周辺の細かいことを全部やっていると大変だから、ここで決めてしまえば良いじゃないか」ということですか。</p>
事務局	<p>ベースをしっかりと決めていただくのが、重要なことなのではないかと思います。認識の中でですね、『まちづくり』であれば、市民だけでなく通勤・通学する人も全部含めて良いんだ」と、ところが『自治』になると市民だけなんだ」というふうな考え方も一つお持ちになっているようですので。</p>
部会長	<p>そういう方がおられるんですか、よその部会に。</p>
事務局	<p>そういうような考えもあるようにありますので。そのところをしっかりと押さえていくのが必要になってくるのではないかというふうに思います。</p>
部会長	<p>そういうのは、「理念部会」に出してもらえば一番手っ取り早いという感じですかね。</p>
事務局	<p>「理念部会」の皆さんは、皆さん「自治」というご認識でいらっしゃるんですが、全ての委員さんがそういうご認識で進んでいかないと、これはもう来月になってまた「それは違うよ」という形で元に戻ってしまうという危険性もあり得ますので、次回の全体会では少なくとも骨格のところだけは、しっかりと「市民」の定義ですとか、そういうところをしっかりと押さえていただきたいなという気がしています。</p>

部会長	そうすると、そういう文、要旨、考え方なんかをきちっと整理して、今度の全体会議で言わないといけないわけですね。
事務局	<p>そこで、皆さんの合意で整理していただければと。次回で絶対というわけではありませんけれども、早い時期に。骨格が歪むような形になりますとですね、また「前文」にも影響してくるといようなお話も聞いておりますので。</p> <p>「骨格がはっきりしてこなかったから、『前文』の修正のしよう、対案の出しようがなかったんだ」というふうな意見をお持ちの方もいらっしゃる、そこ辺は皆さん共通認識で作業に移れるように、お願いしたいなと思っております。</p>
委員	でも、今まで大分市が動いてきていたのも、条例があって動いてきていたわけでしょう。何もなくて動いてきたわけじゃない。だから、漠然としたもので...、委員さんもおっしゃっていたけれど、漠然としたものだけで良いんじゃないですか。
事務局	ネーミングがですか。
委員	ネーミングじゃなくて、基本条例が。
事務局	条例が今の骨格で皆さんが差し支えないということであれば、まさにこれを変える必要はないというふうに思っていますので。
委員	それで何が悪いの。要は「それを、これこれこういう形で論にした結果、こうなったんですよ」と、「昨日、今日思いついたわけじゃありませんよ」と、「あなたが思っているようなことについてもきちっと論議したうえでこういう結論を出しましたよ」ということを言えれば良いっていうことでしょうか。
事務局	「理念部会」は、そういう考えの下に整理してきてくださっていますので、しっかりとそういうふうな整理をですね、全体会でもしていただければありがたいということです。
委員	「細かいことは、また、自治基本条例の下の条例で決めますから」と言えば良いことなんでしょう。ずっとそう思っていましたよ。
部会長	多分、市からこういう条例を作るっていうことを最初に言い出されたわけですね。そのときは、どういう条例っていう...、タイトルはどうなっていたんですかね。
委員	「自治基本条例」ですよ。
事務局	あくまで仮称ですけれども。「自治基本条例」という形で。

部会長	それで、仮称がカッコつきでついているようなタイトルだったわけですね。その仮称を取るためには、理念部会でガンガン議論をして、「これに決まったぞ」って、他の部会にも言うよ。
事務局	今回は骨格の部分です、例えば「市民」の定義ですとか、そういうふうなところが揺らぎがないように整理をしていただければありがたいです。ぼちぼち、そういうふうな時期に来ているのかなという...
委員	「理念部会」の論議と、よその部会の論議と一度に両方を見ていないからわからないんだけど、「『まちづくり条例』というネーミングをしたら、こうでなければいけない」、「『自治基本条例』というネーミングをしたらこうでなければいけない」という論議をすること自体がおかしいと僕は思う。
事務局	それは最終的なネーミングだけの問題であれば一向に差し支えないなと思っております。
委員	むしろ、「私たちの条例に最もふさわしい名前はなんでしょう」と、後になって考えて、そのときに「これだったら『まちづくり条例』ですね」、「いや、『自治基本条例』ですね」、「これは『みんなでつくろうえ大分市民条例』ですね」とか、そういう話に、そこから先になる話で。
事務局	それは、例えば、パブリックコメントいただくようになったときもネーミングのことが出てくると思います。それは「最終的にこの構成の中でこの条例のネーミングはどれが一番良いのか」という形で決めても良いというような形になるとは思いますが、ただ考え方そのものが揺らぐようになりますと...
委員	何を心配して、どこがどう揺らぐと思っているの？
事務局	例えば「市民」の定義ですね。
委員	だって、市民の定義は、僕たちは何回もここでまな板に乗せた度に「なるべく広い方向で」ということは、一度も揺らいだことはない。
事務局	他の委員さんが「『まちづくり』だったら『市民』の定義はこうなりますよ」と「『自治』だったら」...
委員	そこがわからないんだ。なぜ「『まちづくり』と書いたらこう」で、「『自治』と書いたらこう」と言うのが。「主体」と「主権」の「主権」、「主権在民」...
委員	問うても答えきらないだろうね、言った人ではないんだし。
事務局	少なくとも、骨格のところは変わらないという、そういう整理をお願いしたい...

委員	我々が決めたことに対して、全体会の時にはふらふらしないでくれと言いたいわけなんだろう、要するに。
事務局	それを皆さん、共通認識を持っていただきたいなという。
部会長	そろそろ、きよろきよろしなくて良いように、ちゃんともうルールを引きましよう。これは、最初に仮称をつけずに市の方から出しても良かったんですよ。
委員	「自治基本条例」というのは普通名詞なんですよ。ただ単に「大分市」という固有名詞をつけて、それで「大分市自治基本条例」で、その固有名詞で良いのかどうかというのは必ず論議されます。必ず論議をする日が来ますから。それはもう後の方に置いておいても良いんじゃないですか。
部会長	だけど、その前に「まちづくり基本条例」と「自治基本条例」っていうのはちょっとニュアンスが違うから、おそらくずっと展開していったときにいろいろところで食い違いが少しづつ出てくる可能性があるんですね。
委員	僕は、それもね、日本語の解釈ということになるかもしれないけれど、なんか「まちづくり」って言ったときは皆でワイワイお祭りのように出来て、「自治」って言ったらピシッと背広を着て話さないといけないって、そういうニュアンスがどうもあるようだけれども、僕は開襟シャツを着て「自治」を語っても良いし、背広を着て「まちづくり」を語っても良いと思うんですけれど。
部会長	「まちづくり」という言葉は、我々がそういう「自治基本条例」と同じように、一番ベースになる大事なコンセプトとして議論しているかもしれないけれど、「まちづくり」っていう言葉だけがどこかにさまよいだしたときに、市民の人は「家を建替えないといけない」とか「バスの路線を変えなきゃいけない」とか、そういうふうな話に混線してしまう。そうすると「自治基本条例」っていう言葉と「まちづくり基本条例」っていう言葉とどっちを取るかっていうことはしっかり議論しておいて、「こっちに決めたよ」っていうことをかなり早いうちにやっておいた方が、後は「いや、これに決まっているんですから」っていうから良いんじゃないですかね。
事務局	これは、お一人の委員さんの話だけじゃなくて、「『前文』」についても、「『自治』」ということのをにらんでやるのか、「『まちづくり』」ということのをにらんでやるのかということで、「『前文』」の考え方が変わってきますよ」というふうな考え方をお持ちの方がいらっしゃいますのでね、そういう面では早急に、しっかりと整理をしておく必要があるのではないかとこのように思います。
部会長	だから、それは「この部会で議論して決めたよ」って言ってしまって、後、流すだけで良いんですか、それとも、また全体会でいろいろな議論をして、最

	終的にはそこで決まるということになるわけですか。
事務局	当然、全体で「そういうことで良いんじゃないでしょうか」という形で収めていくというような…。
部会長	そうするとね、「まちづくり」と「自治」という言葉と…、それでまた「両方の辞書を引いてきたものはこうでした」とかね、議論をしないといけないわけですね。
事務局	今日までそういう話を何回もさせていただいて、「当然、ベースは『自治』をにらんだつくりですよ」ということになっているんですけども、最終的にはこの条例の名前を何にするのかっていうのはまた、選択肢はあると思います。
部会長	だから、その条例の名前はなんにするのかっていうことを、全部決めるときに、皆それぞれ思い思いの考え方をしているのを一つにまとめるときに、やっぱり誰かが、事務局案なり、「理念部会」案なりを出さなきゃいけないんですよ。
事務局	そういうふうなことが望ましいと思います。
部会長	そういうやり方でやるとすると、「今の『理念部会』でやれよ」と言うんだったら、ここでかなり議論をしなくてはいけないですよ。
事務局	そこはまた、委員さんが言われましたように、パブリックコメントを経て最終的にはネーミングそのものは決めていけば良いというようなお考えであれば、それはそれで、私どもは一向に差し支えないと思いますし、これは最後まで意見が出る場所かもしれないけれども、骨格、つくりのみは揺らぎのないようにしていただければありがたいなと。
委員	逆に聞くんだけど、この「前文」だったら、どっちじゃないといけないって言うの？
副部会長	ちょっと、ある市では「『まちづくり』イコール『自治』としてもいいですよ、ひらがなにするか漢字にするか、同じなんですよ」と書いてあるところもあるんですよ。
部会長	そうなんですよ。私はちょっと違うなって思っているんだけど。けど、「同じなんですよ」ということで押し切ってしまうと、それでもう…。
事務局	「まちづくり」イコール「自治」という捉え方を明確にしているのは二セコ町ですね。そういう形で整理をしましたということですね。普通考えたら、「まちづくり」と「自治」というのはイコールに結びつきにくい、ただ、町民に対して、よりわかりやすいという狙いの中で、「『まちづくり』イコール『自治』な

	<p>んですよ」と、「だから、これは『自治基本条例』イコール『まちづくり基本条例』なんですよ」ということで作り上げたという、それがあるから「まちづくり基本条例」というものが結構出てきているという、そういうのもあると思います。だからそれはもう、ネーミングという形で捉えてですね、作り方、骨格そのものに対して、こういうことで良いかどうかということ整理をしていただくという時期に来ているんじゃないかと。</p>
<p>委員</p>	<p>だから、僕は今あるとしたら、「前文」を作り、「理念」を確定し、「原則」も確定した。その名前が「まちづくり」か「自治」かによって、「『前文』も違いますよ、中身も違いますよ」と主張している人達は、この、今僕たちが決めたネーミングだったらどっちだって言っているの？</p>
<p>事務局</p>	<p>これは、個別に意見をお聞きしていないのでわからないと思いますけれども、皆さん方は今までの協議の中で、一応、「自治」をにらんで、この条例案を作っているという共通認識をお持ちではないかというふうに思います。そのところは、大きく変わってもらいたくはないなという気持ちを持ちながら、ただ、全員がそういうお気持ちになっていないのが現実だなというふうに…。</p>
<p>委員</p>	<p>あなたがそう思うなら、異論を述べている何人かの人達を説得して来れば良いじゃないの。</p>
<p>事務局</p>	<p>それは、事務局がそういうふうな整理というよりは、いろんな中で意見交換をしていただきながら、そこをしっかりと押さえていただきたいと。</p>
<p>委員</p>	<p>難しいのはね、あれだけの人数の前で何かしゃべったときに、日本人の感覚では、その意見がすぐわなとかすぐうとかいう話をされて、すぐえば良いけれど、そうでない、そこでつぶされてしまうと、必ずその人にとっては面子の問題もある、感情の問題もある、そういったものが出てくるから、返って、空中分解しかねない。</p> <p>だから、委員長は非常に忍耐強く、コンセンサスが生まれるのをずうっと待っていてくれるけれども、これはもう法律の専門家だから、一発で済む話だろうけれども、法律の専門家があそこで言ってしまったら、少なくともそれじゃないことを言った人間の顔がつぶれるからね、だから、そういうのがあから、どこかで、ここから先は、「この人とこの人とこの人だけ押さえておかないといけないな」って下話をしておかないとしょうがないよ。</p> <p>それと、域内分権、都市内分権の話すれば、当然、地域地域で「俺たちのまちづくりはこれだ」って、コンセプトが出てくる可能性がある。だから、それは「どうぞ個別に作ってください」と言って良い話です。</p> <p>我々が議論している自治基本条例から外れるわけにはいかないだろうけれど、その範囲であれば。我々の基本条例が日本国憲法から外れてはいけなと同じように、外れてはいけなけれど、「どうぞ、ご自由にお作りください」と言っても良いはずですよ。</p>

事務局	<p>自主的に地域住民がまちづくりを行うというのは、一向に差し支えないと思いますが、ただ、予算が伴うこと、そういうことになれば、当然、議会の議決をいただくこととなります。そういう手続きを踏んだうえで、まちづくりを...</p>
委員	<p>それは、別の条項でちゃんと規定されているんだから、問題はないよな。</p>
事務局	<p>そういうことで、ルールに則ってやるという、その範疇の中で自主的なまちづくりを行うというのは一向に差し支えないし、どんどんやっていただければ良いのではないかなと。</p>
部会長	<p>「市民の自治」っていったときに、おそらく、地域地域でまとまって手を挙げてくるような形が一般的だろうとは思いますが、それが地域と離れたような形で活動することっていくらでも出来るわけですね。そうすると、そういうときに「自治」とか「地域の特性」とかそういうものと、独立した活動との関係はどうなるのかとか、予算はなかなか出しにくいかもしれないけれども、良い活動をしたら、せめて表彰状くらいはしてやっても良いんじゃないかとかいうような、いろんな姿があるわけですね。</p>
事務局	<p>「まちづくり大賞」とかですね。そういうふうな考え方っていうのもありますよね。</p>
部会長	<p>それだけいろいろ、多様性っていうものが本当に無限に出て来るだろうと思うんですよ。本気になってやりだしたら。だから、それに耐える条例かどうかっていうのもね、心配しとかなきゃいけない要素だと思うんですね。</p>
委員	<p>要するに、ここではわからないいろんな意見を聞いているじゃないですか。で、今度全体会でも良いと思うんですけども、一般論で例えばって言われて、こうした方が良い」とか言われてもなかなか難しいので、本当に言葉で「ここはこう変えた方が良い」とか、「ここはこうした方が良い」とか、出来るだけそうしてもらった方が、私らは理解しやすいんですけどね。</p> <p>だから、私たちも逆に他の部会の内容について、言葉でもって「この文章よりもこうした方が良いんじゃないか」とかいうふうに...</p> <p>例えば、今度いつまでかに「前文」に対して対案を出すとかいうのであれば、皆が皆、原案に対して、意見を書いて出すというふうにしてもらった方が、良いのではないかと、そしてまた各部会でそれを含めて議論をして、持ち寄るとか、一度そういうのを、やってしまった方がというふうに思います。</p>
部会長	<p>多分、そういうことをやってもらうためには、たたき台になるものがあると思うんですね。それぞれが部会毎の少人数でこういう形で議論してもらって、どういう意見が出てきたかを集約して、最終結論までもっていかなくてはならないんですけど、そのたたき台は「理念部会」で出しても別に何も悪くないわけですね。</p> <p>何か人の意見やら何やら、「こういう点が議論になるよ」というところを事務</p>

	<p>局で整理していただければね、「理念部会」が発案者で出しても構わないと思うんですよ。だから、そういうものを準備していただければ、良いんじゃないでしょうかね。</p>
事務局	<p>今日まで、「そういうご意見がある方はどんどん出してください」という形で来ております。ですから、本来的にはかなりですね、意見は出尽くすと言っては言い過ぎかもしれませんが、ほぼ出ているのではないかなというそういう認識で私もいたんですけれども、「まだまだ言い足りていない」というふうなところがありますので、再度改めてそういうふうな機会を作って…。</p>
部会長	<p>やっぱり、メモにして、書いたもので出していただいた方が良いですよ。</p>
事務局	<p>そうですね、文章にある程度した形で出していただかないと、イメージ的な、どこをどうすれば良いのかわからないような形で発言されても、修正というか、検討する余地が限りなく狭まってくると思います。</p>
部会長	<p>そのときの気分で言われても、それは行き届いていない意見が出てくるだけですからね、それをまた一生懸命、部会で議論して成文化して出したら「まだ違う」というような形で、バタバタするわけで。</p>
事務局	<p>スタートしたときであればまだしも、ここまで議論してきていますので、ある程度きちとした形で提出していただくというのがやっぱり望ましいんじゃないかと思います。そういう形で、次回の全体会のときには、再度、「ご意見ある方は提出してください」という形で整理をさせていただきたいなと思っております。</p>
部会長	<p>結構です、それは。</p>
事務局	<p>それでは、今回は27日ですね、時間が17時からということで皆さんよろしくをお願いします。またご都合が悪いということがありましたらご連絡いただければと思います。本日は他部会からのご指摘についても整理できましたので、ありがとうございました。</p>
部会長	<p>それでは、どうもありがとうございました。</p>